

感染症拡大防止対策チェックシート【感染性胃腸炎】 高齢者施設用

施設名 _____

自己チェック日 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

三大要因別	区分	チェック	確認事項	
①感染源 (病原体) の除去	有症状者の隔離（発熱、嘔吐、下痢等）	<input type="checkbox"/>	感染性胃腸炎を疑う（診断された）利用者は、基本的に個室対応とする。または、同じ症状の方を同室とする。症状がある方の部屋は、ユニット等の一角に設ける等隔離できるよう工夫する。	
	手指の衛生管理	<input type="checkbox"/>	利用者・職員ともに正しい手洗いを行う。正しい手洗いとは、石けんを用いて流水で30秒以上洗う。（出勤時、退勤時、食事前、トイレ後、おむつ交換後等） 扉を開けた利用者が回復した後もうイルスは扉中に3週間以上排出されることがあるため、排便後やおむつ交換後の手洗いを徹底する。	
	消毒	<input type="checkbox"/>	手すりやドアノブ、水道の蛇口、テーブル、取っ手等手の触れるところを頻りに消毒する。嘔吐物の処理やおむつ交換した後は、汚染した環境面（床、洗面所、トイレの便座等）を適切に処理し消毒する。消毒液は塩素系消毒液（次亜塩素酸ナトリウム）を適正な濃度で使用する。	
	嘔吐物の適切な処理	<input type="checkbox"/>	吐物処理に必要な物品を平常時から準備する。必要物品（バケツ、消毒液、使い捨て手袋、マスク、使い捨てエプロン、ビニール袋、ペーパータオル、使い捨て布、その他必要な物品）	
		<input type="checkbox"/>	使い捨て手袋、マスク、使い捨てエプロンを着用し、処理する。処理した後は、衣服や身体に触れないように適切に外す。その後、石けんと流水で手を洗う。	
		<input type="checkbox"/>	外に面した窓を開けて換気する。	
		<input type="checkbox"/>	吐物処理前に応援を呼び、吐物の場所には処理する人以外近づかないように利用者の対応を行い処理する。	
		<input type="checkbox"/>	周囲2メートルは汚染していると考えて、濡れたペーパータオル等を嘔吐物にかぶせて拡散を防ぐ。	
		<input type="checkbox"/>	嘔吐物は飛び散らないようにペーパータオル等で外側から内側にかけて静かにふき取り、すぐにビニール袋に入れ密封する。	
	②感染経路 の遮断	嘔吐物が付着した床を0.1～0.5%の塩素系消毒液をしみこませたペーパータオル等で確実にふきとる。	<input type="checkbox"/>	食事時の嘔吐により、食器が嘔吐物で汚染された場合、食器に付着した嘔吐物を取り除いた後に、蓋付きの容器に0.05～0.1%の塩素消毒液を作り、そこに食器を入れておく（10分以上）。厨房にウイルスを持ち込まない。
			<input type="checkbox"/>	使い捨て手袋、マスク、使い捨てエプロンを着用し、1ヶアごとに交換する。処理した後は、衣服や身体に触れないように適切に外す。その後、石けんと流水で手を洗う。
		おむつ交換の適切な処理	<input type="checkbox"/>	おむつ交換は、決められた場所で実施する。
			<input type="checkbox"/>	床やシーツが汚染されないようにビニールシートを敷いて実施する。汚染したシーツ等は丸めて外してビニール袋に入れる。
	汚染された衣類の適切な処理	<input type="checkbox"/>	交換後のおむつはすぐにビニール袋に密閉した後（二重にするとなお安全です）利用者が自由に出入りできないような場所に保管する。	
<input type="checkbox"/>		汚染された衣類等を交換するときは、使い捨て手袋、マスク、使い捨てエプロンを使用する。		
外部との接触を控える	<input type="checkbox"/>	汚染された衣類等は、ビニール袋に密閉する。自宅に持ち帰るときには、感染の危険があることを家族に知らせ、感染拡大防止のための対応（衣類の消毒方法、家庭での嘔吐物処理）を周知し、協力を求める。（衣類の消毒①85℃以上で1分以上熱湯消毒、②0.05%～0.1%で10分以上塩素系消毒液につける、③袋のまま破棄）		
	<input type="checkbox"/>	外部利用者の受け入れ制限、利用者の施設内移動制限などの対応を検討する。		
③宿主の 感受性対策	健康チェック	<input type="checkbox"/>	面会制限を設ける等、外部の者が施設へ出入りする対応を見直す。	
		<input type="checkbox"/>	毎日利用者の健康観察をする。体調の変化や症状を把握し、有症状時には受診勧奨を行い、受診状況・受診結果等を記録する。	
情報の管理	施設内における 情報集約・共有	<input type="checkbox"/>	職員の体調管理も行き、受診状況等は記録する。	
		<input type="checkbox"/>	体調不良な利用者の情報（人数、症状、受診状況、受診結果等）を速やかに施設長・ユニット等の責任者に報告し、職員間で情報を共有する。	
		<input type="checkbox"/>	職員が体調不良の場合も速やかに施設長・ユニット等の責任者に報告し、情報を共有する。	
		<input type="checkbox"/>	新規に発症した利用者等の情報を集約する。	
	<input type="checkbox"/>	感染対策委員会等で感染防止対策について検討を行う。		
<input type="checkbox"/>	利用者、家族への注意喚起	<input type="checkbox"/>	利用者、家族に対して、発生状況等を周知し、各家庭において対処できるようにする。流行状況・対処方法・予防方法 等	
<input type="checkbox"/>	地域の発生状況の確認	<input type="checkbox"/>		
<input type="checkbox"/>	嘱託医への相談・報告	<input type="checkbox"/>		
<input type="checkbox"/>	市町担当課への相談・報告	<input type="checkbox"/>	同一感染症もしくは食中毒またはそれらによると疑われる ①死亡者又は重篤患者が1週間以内に2名以上発生した場合、②患者（疑われる者を含む）が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合、③上記に該当しないが、通常の発生動向を上回る感染症などの発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認める場合	
<input type="checkbox"/>	保健所への相談・報告	<input type="checkbox"/>	【厚生労働省通知：社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について】	
対応解除	個人への対応解除の目安		嘔吐、下痢等の症状が治まり、全身状態が安定してから。	
	施設としての対応解除の目安		新しい患者が1週間でない。（感染対策委員会が最終判断する）【厚生労働省：高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版2019】	